

## 常滑市事業用地等情報提供制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内における企業立地を促進し、本市の産業振興及び労働者の雇用の安定に寄与するため、市内における企業等の立地に適した未利用の土地及び建物に係る情報を登録し、これを広く一般に提供する常滑市事業用地等情報提供制度（以下「本制度」という。）の実施に関して、必要な事項を定めるものとする。

(情報の要件)

第2条 登録する情報は、次条に規定する情報を登録することができる者が申請した不動産に関する情報のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 売却又は賃貸を予定している未利用の土地並びに工場、倉庫、店舗及び事務所等であること。
- (2) 市内に所在していること。
- (3) 宅地建物取引業者との間で宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）による媒介契約を締結していないこと。ただし、媒介契約を締結している場合であっても、宅地建物取引業者の同意を得ている場合はこの限りでない。
- (4) 土地の境界が明確であり、所有権等の権利について争いのないこと。
- (5) 1区画（一団の土地として利用可能な区域を含む。）の面積が、概ね1,000平方メートル以上であること。
- (6) 所有権以外の権利が設定されていないこと。ただし、契約の相手方の申出に応じて、速やかに当該権利を抹消できる場合はこの限りでない。
- (7) 市街化区域の土地又は建物のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）に規定される用途地域に適合するものであること。

(登録者の要件)

第3条 情報を登録することができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 情報を登録する不動産の所有者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団関係者」という。）又は役員に暴力団関係者がいる法人その他の団体でないこと。

(登録の申請)

第4条 情報を登録しようとする者は、登録申請書（様式第1）に関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請に係る不動産が共有のときは、当該登録を申請しよ

うとする者以外の所有者全員の同意書（様式第2）を提出しなければならない。

（登録の決定）

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、登録の可否を決定するとともに、事業用地等情報登録可否決定通知書（様式第3）により、申請者に通知するものとする。

（情報の提供）

第6条 市長は、前条の規定により情報を登録したときは、閲覧、ホームページへの掲載その他適当と認める方法により第三者に情報提供するものとする。

（登録期間）

第7条 情報の登録期間は、登録決定日の属する年度の末日とする。

（登録の継続）

第8条 第5条の規定による登録の決定を受けた申請者（以下「登録者」という。）は、登録期間満了後も引き続き情報の登録を継続しようとするときは、当該期間の満了日までに登録継続申請書（様式第4）を市長に提出しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、情報の登録の継続については、第4条第2項から前条までの規定を準用する。

（登録の変更等）

第9条 登録者は、登録の内容を変更し、又は登録を抹消しようとするときは、登録変更（抹消）届（様式第5）を市長に提出しなければならない。

（登録の取消し）

第10条 市長は、登録した情報が、次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 第2条及び第3条の要件に反したとき。
- (2) 申請内容に虚偽があったとき。
- (3) その他市長が登録させることが適当でないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、情報の提供を中止し、速やかに登録取消通知書（様式第6）により、情報登録者に通知するものとする。

（交渉）

第11条 登録された情報に係る不動産の買入れ、賃貸等を希望する者は、自らの責任において、登録者と交渉するものとする。

2 市は、前項の交渉及び当該交渉に係る契約について関与せず、一切の責任を負わないものとする。

（報告）

第12条 登録者は、登録された情報について契約が成立したときは、速やかに事業用地等契約成立報告書（様式第7）を市長に提出しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、本制度の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年3月15日から施行する。